⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。
　なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成23年５月９日から平成23年９月29日までを予定する。ただし、請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。また、配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
　ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。
　イ　平成７年度以降に、上記⑷本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については上記⑷本文に掲げる工事のア及びイの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。
⑽　技術提案で提出された施工計画又は標準案による施工計画の技術的所見が適正であること。
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
　ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
　　㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
　　㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。
　　㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
　イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
　ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を40点とする。
　イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～40点の範囲で「加算点」を与える。なお、詳細については入札説明書による。
　　評価項目
　　㋐　鋼材の品質を確保するための施工計画
　　㋑　特別な安全対策
　　㋒　環境対策
　ウ　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に、その確実性の高さに応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。
　　評価項目
　　㋐　品質確保の実効性。
　　㋑　施工体制確保の確実性。
　エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席契約専門官　吉村　千春
　電話011―611―0309　内線3244
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、平成22年７月21日から平成22年10月１日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である10時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を以下へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
　ア　交付日時　上記に同じ。
　イ　申込先　４⑴に同じ。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成22年７月21日９時00分から平成22年８月20日16時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年７月21日９時00分から平成22年８月20日16時00分までに上記４⑴の申込先へ、原則として郵送（書留郵便に限る。）すること。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成22年７月21日から平成22年８月20日まで　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課開発専門職　電話011―611―0309　内線3287　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
　ア　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成22年10月４日10時00分。
　イ　紙により持参する場合の提出期限は、平成22年10月４日10時00分。提出先は、北海道開発局札幌開発建設部契約企画課。
　ウ　郵便による入札の受領期限は、平成22年10月４日10時00分。郵送先は、北海道開発局札幌開発建設部契約企画課。
　開札は、平成22年10月６日10時00分　北海道開発局札幌開発建設部入札室にて行う。
５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
　ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行札幌西代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行札幌西代理店）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局札幌開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
　イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行札幌西代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行札幌西代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局札幌開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金を免除する。